

登録基幹技能者講習を受講される方への助成金制度のご案内

中小建設事業主等が雇用する建設労働者に有給で登録基幹技能者講習を受講させた場合、事業主の方に対して受講者の賃金に係る助成金制度が始まりました。（*他に技能検定講習会等も対照となります。）

建設労働者確保育成助成金「技能実習コース・賃金助成」

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

【支給の対象者】

建設労働者を雇用して建設事業を行う、雇用保険加入の中小建設事業主

（注）資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者が300人以下で、雇用保険料率1,000分の16.5の中小建設事業主及び雇用保険適用上1つの事業所として認められている雇用保険料率が1,000分の16.5の事業所であること等が必要。

【支給要件】 中小建設事業主が雇用する建設労働者に対し、勤務扱いで「登録基幹技能者講習」を受講させた場合

【助成額】 1つの技能実習について1日当たり7,000円/1人・上限20日

【申請期限】 講習を終えた日から2ヶ月以内

【申請先】 最寄りの都道府県労働局またはハローワーク

- * 助成金の支給申請には、講習実施団体の証明が必要となっています。講習終了後、日夕煉にて、支給申請書に証明押印いたします。
- * 申請書は受講申込をされた際、日夕煉より送付いたします。
- * 助成金の利用に当たっては、事前に、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにご相談のうえ、助成金の利用計画を進めることをおすすめします。

<詳しくはこちらから>

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/pdf/67.pdf>

建設労働者育成助成金の案内パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/pdf/67.pdf>